平成２５年（フ）第５３２号
大阪府寝屋川市高宮あさひ丘43番３号
債務者　池田　順星
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４号
長野県佐久市大沢362番地１　コーポ塩川ＮＯ２―208号室
債務者　小池　孝夫
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４号
栃木県那須郡那須町大字高久甲2692番地112、前住所栃木県那須郡那須町大字湯本213番地942
債務者　沢田　サキ
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月25日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第２４０号
東京都練馬区上石神井２丁目32―２―201
債務者　岩田　泰光
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４１号
東京都練馬区上石神井２丁目32―２―201
債務者　岩田　正美
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７９号
横浜市港南区港南６丁目16番21号　コパーズアプト港南Ⅵ―ＰＡＲＴⅡ305号室
債務者　高橋　和生
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第５３号
栃木県那須塩原市共墾社87番地２　須藤アパート１号、前住所栃木県那須塩原市木綿畑2156番地１
破産者　加藤　勇一
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第７４号
栃木県那須塩原市一区町260番地13　アレスト一区町Ⅰ―201号、前住所栃木県那須塩原市一区町102番地43
破産者　大島　祐子
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１８号
静岡県富士市松岡1589番地の11　サンピアラ202号、前住所静岡県富士市柚木146番地の20シトロンツリーＹ―Ｔ201号
破産者　阿部　卓弘
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２１０８号
名古屋市南区鳥山町１丁目50番地の４
破産者　有限会社ヒロイック
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１８号
愛知県清須市土器野79番地の５
破産者　有限会社日健
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８８号
三重県桑名市三之丸47番地２、前住所三重県桑名市外堀24番地３
破産者　冨田　　径
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
三重県員弁郡東員町笹尾東２丁目28番の２
破産者　有限会社シャトル
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
三重県員弁郡東員町笹尾東２丁目28番２
破産者　岩田　勝義
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
三重県桑名市大字西別所６番地の２
破産者　日吉屋木工有限会社
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
三重県桑名市大字本願寺字笠松249―２、住民票上の住所三重県桑名市大字矢田365番地
破産者　伊藤　　廣
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
三重県四日市市大字茂福2282番地１　Ｌｅｏ・108、開始決定時の住民票上の住所三重県四日市市下之宮町302番地３
破産者　三重のうまいもん日進丸こと　松本　鐘判
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
兵庫県尼崎市食満２丁目24番４号
破産者　株式会社ミリオン
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部